

国労本部電送 NO. 44	発信日 2020年10月26日	発信部 企画部	責任者	受領者

事務連絡

2020年10月26日

「核兵器禁止条約発効確定にあたっての 国労アピール」について

周知のように、10月24日に核兵器禁止条約（TPNW）を中米のホンジュラス共和国が批准し、これにより批准国・地域が50を超えて、2021年1月22日に発効することが確定した。

この歴史的な条約の発効は、いうまでもなく原爆投下の惨劇の中から生きることを選択した被爆者の強い思いと、日本の原水禁運動やICANなどの核兵器廃絶に取り組むNGOの様々な努力、そして核兵器に頼ることなく自国の安全と世界の平和を願う各国政府のたゆまない外交の結晶である。

しかし、こうした平和を希求する世界の大きなうねりに逆行するかのように、核兵器保有国、日本やドイツなど他国の核の傘の下にある国は、核抑止力を自国の安全保障の基本に据えて本条約に反対している。

日本政府が果たすべき役割は唯一の被爆国として、いまこそ核兵器保有国と非保有国の間に立って、核兵器廃絶への対話の流れをつくりだす原動力となることである。

国労は、結成以来これまで積み上げてきた運動の教訓を活かしながら、核兵器禁止条約が発効したこの記念すべき出発点にあたって、アピールを発してあらためて世界のすべての人々と核兵器廃絶・平和構築に向けて、全力で取り組んでいく決意を改めて内外に明らかにするものである。

アピール文は別紙の通り。

以上